名	住所	通信	紹介者	受付番号	受付日月
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日
				第	月 日

220 [illegible]

宣言

凡ゆる壓制と迫害の苦痛の中に不斷に戰つて來た俺達は、其苦鬪の中より明確な眞理を見出した。

「力」！　これなのだ！

さうだ、力は總てを解決する。資本家共と支配者は、力がある—金力と權力は、彼等の最も誇る力だ—其力によつて俺達を壓へ苦しめて來た、さうして其都度、俺達も力に依つてこれと爭つて來た。

彼等の牙城にこの力に依つて十重二十重に守られてゐる、俺達がこの牙城を陷入るには、俺達にも偉大な力が必要だ、今迄の力は、まだ〳〵小さい。けれ共、俺達の、この力は何時迄も小でゐない。

階級意識の目覺に、俺達に大なる力を與える、資本家共の持つてゐる力も、要するに皆、俺達が支持してゐる事を知つた。

凡ゆる生産品も軍隊も皆俺達よりなるのだ！

唯だ一時、彼等に奪はれてゐるに過ぎないのだ、其の俺達のものを、俺達のものにすればよいのだ。

團結は俺達の唯一の且つ又、最も偉大な力なのだ。

俺達はこの總ゆる壓制と迫害の鐵鎖を打ち斷つべく戰鬪的團結を期する。

綱領

一、俺達自由勞働者は現社會制度の下に壓制を蒙る總同胞を相愛扶助により助け合ふ

二、俺達の相愛扶助の行動を障害する總ゆるものに鬪爭する。

三、俺達は現在の奴隸生活より人間生活を回收する爲め戰鬪的團体なる事を期する。

規約

一、本組合は橫濱自由勞働者組合と稱す

二、本組合は仲仕、人夫、車夫、車力、馬方、土工、小揚及びこれと境遇を同する一般の勞働者を以て組織す

三、本組合は必要に應じて委員を設置す、但し委員は組合員の互選に依る

四、本組合は適當なる機會に隨時「リーフレット」の類を發行する

五、本組合は、組合員が雇傭關係に就いて爭議を醸す虞れある時、又は生じたる場合には直ちに世話人に通報し團結の力により綱領の實現を期す

六、本組合は相互扶助の目的を以て組合員が重病に罹り或は天災地變に遭ひたる時は極力其の救濟の道を講ず

七、本組合は毎月二回以上の例會を開催し相互の親睦を圖り又適時大會を開催して重要事項を審議す

八、本組合は維持費として毎月貳拾錢の會費を徵收す

九、本組合員にして本組合の規約を紊り組合の体面を汚すと認むる時には大會の決議により除名及び至當の制裁を加ふ

十、本規約は隨時大會の決議により改廢する事を得、但しこの場合は會員三分の二以上の贊成を必要とす

十一、本組合は本部を橫濱市内に置き支部を必要に應じ各所に設置す